

23生推第1号
平成23年4月5日

各都道府県専修学校各種学校主管課長 殿
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長
藤野公之



東日本大震災に伴う専修学校・各種学校の生徒のボランティア活動について（通知）

このたびの東日本大震災により被害や影響を受けている専修学校・各種学校においては、被災した生徒の修学上の配慮等について、「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う専修学校・各種学校の対応等について」（平成23年3月14日付け文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長通知）等を踏まえ、既に様々な対応を講じていただいておりますことに改めて感謝申し上げる次第です。

今後、災害復旧の進捗状況に応じて、ボランティア活動への参加を希望する生徒が出てくることが見込まれます。

生徒が、学校の内外において、学修成果等を活かしたボランティア活動を行うことは、将来の社会の担い手となる生徒の円滑な社会への移行促進の観点から意義があるものであることから、被災地等でボランティア活動を希望する生徒が、安心してボランティア活動に参加できるよう、下記事項について、各専修学校・各種学校における特段の配慮をお願いします。貴職におかれでは、このことについて、管下の専修学校・各種学校に対し、よろしく御指導ください。

記

1. ボランティア活動のための修学上の配慮

ボランティア活動参加者に対し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価、休学した場合のきめ細かな履修対応などを通じ、生徒がボランティア活動に参加しやすい環境作りに配慮すること。

各専修学校・各種学校の判断により、ボランティア活動が授業の目的と密接に関わる場合は、当該ボランティア活動の実践を、各学校における授業の一環として位置付けることができること。

また、専修学校の高等課程又は専門課程にあっては、当該ボランティア活動自体を、当該高等課程又は専門課程の授業科目の履修とみなすことができる（別添参考条文）。

ボランティア活動のため休学する場合、その期間の学費の取扱など生徒の便宜のための必要な配慮を図ることが考えられること。

2. ボランティア活動に関する安全確保及び情報提供

ボランティア活動は内容によっては危険を伴うものもあることから、参加する生徒に対し事前に安全管理の徹底やボランティア保険等（参考1「ボランティア活動に関わる保険の例」参照）への加入を呼びかけるなど適切な指導に努めること。

被災地における状況やボランティアによる支援要請等に関する情報について、文部科学省ポータルサイト（参考2「子どもの学び支援ポータルサイト」参照）をはじめとする災害支援関連情報を提供するインターネット上のサイトなどを活用しつつ、生徒に情報提供を行うこと。

【本件担当】

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室
専修学校第一係
TEL 03-5253-4111(内線：2939)
FAX 03-6734-3715
E-Mail syosensy@mext.go.jp

<参考条文>

◎専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）（抄）

(専修学校以外の教育施設等における学修)

- 第十条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目の履修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。
- 2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第一項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。
 - 3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う大学又は短期大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。
 - 4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第二項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。
 - 5 (略)

◎専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修(平成十一年文部省告示第百八十四号)

専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)(以下「省令」という。) 第十条第一項及び第三項の規定により、専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修を次のように定める。

なお、改正前の省令第九条第二項の規定により、別に定めることとされた学修を定める件（平成六年文部省告示第八十三号）は廃止する。

- 1 省令第十条第一項の別に定める学修は、次に掲げる学修とする。
 - 一 大学、短期大学又は高等専門学校における科目等履修生、研究生又は聴講生としての学修
 - 二 大学において開設する公開講座における学修、公民館その他の社会教育施設において開設する講座における学修その他これらに類する学修
 - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条第一項の規定による文部大臣の認定を受けた通信教育における学修
 - 四 技能審査の認定に関する規則（昭和四十二年文部省告示第二百三十七号）による文部大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - 五 次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査における成果に係る学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - イ 審査を行うものが国又は一般社団法人若しくは一般財団法人の規定による法人その他の団体であること。
 - ロ 審査の内容が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校の目的に照らし適切なものであること。
 - ハ 審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること。
 - ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること。
 - 六 繼続的に行われる活動（当該生徒の在学する専修学校の教育活動として行われるものと除く。）のうち、次に掲げる学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - イ ボランティア活動、就業体験その他これらに類する活動
 - ロ スポーツ又は文化に関する分野における活動で頗著な成果をあげたもの
- 2 省令第十条第三項の別に定める学修は、1に掲げるもののほか、次に掲げる学修とする。
 - 一 高等専門学校の課程における学修で、専修学校において、専門課程における教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - 二 大学の専攻科における学修
 - 三 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修

ボランティア活動に関する保険の例（平成 22 年度時点）

①社会福祉協議会のボランティア活動保険

【社会福祉法人 全国社会福祉協議会】

社会福祉協議会に登録した個人又は団体に所属する個人のボランティア活動での事故に対応

- ・保険期間 1年間（毎年度 4. 1～翌年 3. 31）
- ・年間保険料 補償額に応じて 490 円又は 720 円
- ・保険金 死亡・後遺障害 1418 万円又は 2000 万円

<http://www.fukushihoken.co.jp/volunteer/menu.html>

②スポーツ安全保険

【(財)スポーツ安全協会】

加入手続きを行った 5 名以上のアマチュアの団体の構成員を補償対象

- ・保険期間 1年間（毎年度 4. 1～翌年 3. 31）
- ・年間保険料 600 円
- ・保険金 死亡 2000 万円、後遺障害 3000 万円（最高）

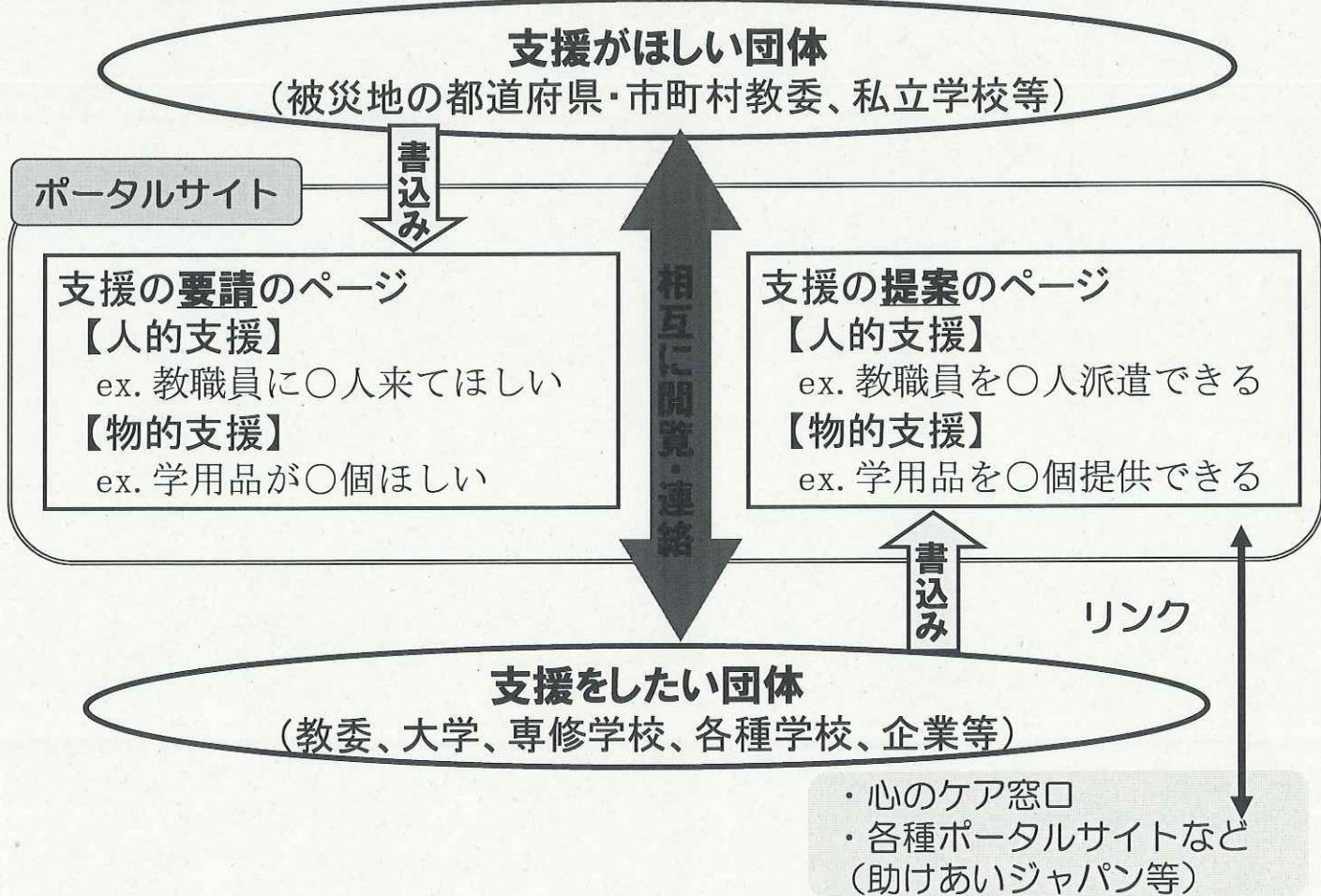
<http://www.sportsanzen.org/hoken/hoken1.html>

東北地方太平洋沖地震 子どもの学び支援ポータルサイト(イメージ)

<http://manabishien.mext.go.jp/>

メリット

- ① 被災地の要求内容と支援者のニーズの相互提供
- ② 子どもの学び支援に関する情報を一元化



(掲載する支援内容と関連情報の例)

① 人的支援

- 支援内容: 教職員、専門スタッフ、その他ボランティア等

※関連情報: 人数、派遣形態、業務内容、期間、資格の有無、交通費等
支給の有無、滞在期間中の待遇など

② 物的支援

- 支援内容: 備品・学用品等(教材・筆記用具・パソコン)、一般図書
その他(玩具含む)

※関連情報: 物品詳細、数量など

③ 被災した子どもの学校への受け入れなどその他支援

- 支援内容: 被災した子どもの学校への受け入れ等

※関連情報: 受け入れ人数、期間、学校種、住宅事情等の生活情報など